



## 6. 母子保健対策について

### (1) 妊婦健康診査等について

#### ① 妊婦健康診査への公費負担について

妊婦健康診査については、14回程度行われることが望ましいと考えられるが、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な5回分を地方財政措置していることから、これまで5回を基準として、公費負担を拡充していただくようお願いをしてきたところである。

このたび、平成20年度第2次補正予算(案)に盛り込まれた「妊婦健康診査臨時特例交付金(仮称)」において、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度末までの間、国庫補助、地方財政措置により2分の1ずつ支援することとしている。(関連資料31(162頁))

各都道府県におかれては、今年度内に基金にかかる条例等の制定を行い、本交付金によるものを含めた管内市町村における妊婦健康診査事業の公費負担が円滑に実施されるよう、迅速かつ適切な取組をお願いする。

また、里帰り先や助産所で受診した妊婦健康診査の費用についても、本交付金の交付の対象となることから、こうした場合においても公費助成が受けられるよう、引き続き、管内市町村への助言、指導等をお願いする。

#### ② 妊婦健康診査の受診及び早期の妊娠届出の勧奨について

妊婦健康診査の受診の勧奨及び早期の妊娠届出の励行については、従来より、適切かつ効果的な健康診査及び保健指導の推進をお願いしているところであるが、平成20年10月に厚生労働省において、既存の日本語版に加え、諸外国語版の啓発用デザインを作成し、ホームページに掲載したところである。各自治体におかれても、広報誌・ホームページへの掲載やリーフレットの作成、各種窓口での配布など、普及啓発にご活用いただくとともに、積極的な取組が図られるよう管内市町村への指導をお願いする。(関連資料32(164頁))

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken10/index.html>

### (2) 不妊治療に対する支援について

子どもを持つことを望みながら不妊に悩む方々への施策については、引きつづき一層の充実が求められているところである。

このため、「母子保健医療対策等総合支援事業」(統合補助金)において、不妊に悩む方々に的確な情報を提供し、専門的な相談に応じられる体制を地域において整備する「不妊専門相談センター事業」並びに高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を実施しているところである。

各自治体におかれては、これらを活用し、不妊治療に対する総合的な支援に積極的に取り組んでいただきたい。なお、「特定不妊治療費助成

事業」においては、平成19年度より、実施医療機関における実績・成果を把握するための仕組みを新たに導入したところであり、これにより得られたデータについて、現在分析を進めているところである。この結果を踏まえた上で、今後事業のあり方について更に検討を進めたいと考えている。

### **(3) 妊産婦ケアセンター（仮称）について**

近年、産前産後の妊産婦は、核家族化、経済的不安や子の病気等の社会心理的問題による様々なストレスの増大などにより、特に褥婦の10～20%は産後においてうつ病を発症するなど、母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となっているところである。

このため、平成21年度予算(案)において、入院を要しない程度の体調不良（うつ病など）の妊産婦を対象に宿泊型（デイサービスを含む。）のサービス（母体ケア、乳児ケア等）を提供する「妊産婦ケアセンター（仮称）」に対して運営費の一部を補助することとしているので、各都道府県においては、当該事業の積極的な活用をお願いする。

また、これらの事業を行うための施設整備については、新たに、次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）の対象とすることとしているので、併せて積極的な活用をお願いする。（関連資料33（165頁））

### **(4) 小児慢性特定疾患治療研究事業について**

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養に係る医療保険の高額療養費の取扱いについて、これまで一律の自己負担限度額としていたものを、医療保険の所得区分や該当回数に応じた自己負担限度額とすることとする予定である。

本改正については、平成21年5月から実施予定であり、改正に係る詳細な事務手続きなどについては、今後、通知等により連絡することとしているので、その実施について特段の配慮をお願いする。

なお、この改正により本事業の公費負担の軽減が図られる見込みであり、平成21年度予算(案)においては、本事業について約109億円を計上しているところである。

### **(5) 周産期医療関係事務の移管について**

救急医療、周産期医療、小児医療、災害医療及びへき地医療の確保に係る業務を一体的かつ効率的に進めるため、平成21年1月1日付けで、雇用均等・児童家庭局母子保健課が所掌していた周産期医療関係事務を医政局指導課救急・周産期医療等対策室に移管したので、御了知願いたい。

## 7. 児童虐待防止対策について

### (1) 児童の安全確認・安全確保の徹底について

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を取り始めた平成12年度から増加し続けており、19年度は40,639件と過去最高となっている。また、我が国においては、把握されているだけで、心中事件を除き毎年50件前後の虐待による死亡事例が発生しており、さらには、児童相談所や市町村等の関係機関の関与がありながら、子どもの命が失われる痛ましい事例も生じているところである。

児童虐待への対応は複雑化しており、今一度基本に立ち返り、立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行っていただくとともに、改正児童虐待防止法により、児童相談所等の安全確認措置の義務化のほか、保護者への出頭要求や裁判官の許可状を得て解錠等を可能とする立入制度、都道府県知事による保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が導入された趣旨も踏まえ、保護者との関係性等から積極的な介入に躊躇するあまり、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、これらの制度の活用を図り、必要な立入調査や一時保護を適切な時期に実施するなど、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねて願います。

なお、こうした制度の運用も含め、「子ども虐待対応の手引き」の改訂作業を行っているところであり、追って、通知することとしているのでご承知置きいただきたい。

児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての国及び地方公共団体の分析（検証）の責務が改正児童虐待防止法に規定されており、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、できる限り速やかに当該事例の検証を実施していただくとともに、業務の改善に努めていただきたい。

なお、平成21年度予算（案）において、外部有識者等をメンバーとし、児童相談所の業務管理等に関して定期的な評価、検証及び助言を行うための「評価・検証委員会設置促進事業」（児童虐待防止対策支援事業）を創設したところであるので、業務の再点検等にあたってご活用願

いたい（関連資料34（166頁））。

厚生労働省としても、児童虐待による死亡事例の発生に強い危機意識を持っており、関係省庁等とも連携しながら、児童相談所や市町村の体制整備、制度の円滑な施行などに努めているところであり、虐待により子どもの命が失われることがないように、最後のセーフティーネットとなるべき児童相談所を中心に、地域全体で全力を挙げた取組をお願いする。

## （２）児童相談所・市町村の体制強化について

### ア 児童相談所等の体制強化について

#### ① 児童福祉司の配置について

子どもの安全確認・安全確保の強化等の観点から、児童相談所の体制強化を図ることが課題となっている。このため、平成20年度地方交付税措置においては、こうした役割を中心的に担う児童福祉司について、1名の増員が図られたところであるが、21年度においても、児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえ、引き続き、増員に向けた要望を行っているところである。

なお、20年度においては、標準団体(人口170万人)当たり29人配置できるだけの経費が計上されているところであるが、地域によっては、地方交付税措置がなされている児童福祉司数(人口5.9万人に1人)を下回っているところも見受けられることから、地方公共団体におかれては、児童福祉司の積極的な配置をお願いする。また、こうした増員だけでなく、児童福祉司には高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保や現任職員に対する研修の実施等を通じて専門性の確保と向上に努めていただきたい。

#### ② 保護者指導の強化について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者と再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいことである。このため、本年4月から一部が施行される改正児童福祉法において、児童福祉司等が行う児童又はその保護者に対する指導について、委託先を社会福祉法人、NPO法人等への拡大を図ることとし、様々な資源の活用も含めて家族再統合への取組の充実を図ることとした。

また、平成21年度予算(案)においても、保護者指導の強化のため、児童福祉施設への入所が長期化している子どもの保護者などに対し、児童福祉司と連携して子どもの養育方法等についてきめ細